

## 公益社団法人日本サウナ・スパ協会後援名義使用許可規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サウナ・スパ協会（以下「協会」という。）後援名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「後援」とは、主催者の行う事業の趣旨に賛同し、協会の名義を使用することをいう。また、事業協力を行うものとする。

### (許可の対象)

第3条 後援は、次条に規定する主催者が、第5条に定める事業を実施する場合に限り許可するものとする。

### (対象となる主催者)

第4条 後援の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (3) 公益性の高いサウナ・スパの普及・振興に資すると認められる団体
- (4) その他前各号に準ずる団体で、協会が特に適当と認めたもの

2 政治的団体及び宗教的団体には許可しない。

### (対象となる事業)

第5条 後援の対象となる事業は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 事業の目的が、サウナ・スパの普及啓発活動の推進に寄与すると認められるもので、かつ、政治的、宗教的、思想的、営利的色彩のないものであること。
- (2) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
- (3) 入場料、参加料等が適切であること。

### (後援の申請)

第6条 後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ後援名義使用承認申請書を協会に提出しなければならない。

2 協会は、事業の内容を審査するため、前項の申請書のほか事業計画書、収支予算書などの必要な資料の提出を求めることができる。

### (許可又は不許可の通知)

第7条 協会は、後援するときは、後援名義使用承認書、後援しないときは、後援名義使用不承認書により申請者に通知するものとする。

### (条件の付与)

第8条 協会は、前条の規定により後援するときは、原則として、申請者に対して次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 協会は、後援に伴う事業経費の負担を一切行わないこと。
- (2) 事故防止等に関する措置を十分講ずること。

- (3) 後援名義を使用した書類（開催要綱、チラシ等）ができたときは、速やかに協会に提出すること。
- (4) 後援を受けた後に、当該後援に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容を届け出ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協会が特に認めること。  
(許可の取消し)

第 9 条 後援を受けた者が、前条の各号に掲げた条件のいずれかに違反し又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人日本サウナ・スパ協会設立登記の日から施行する。

(2012 年 3 月 10 日社員総会決議)